

◎岡山県教育委員会規則第7号

岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

令和元年6月11日

岡山県教育委員会

岡山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、岡山県立学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 法第47条の5第1項の規定に基づき、岡山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とし、法第47条の5第2項第4号の教育委員会が必要と認める者は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する者とする。

(1) 対象学校の校長その他の職員

(2) 学識経験のある者

(3) 関係機関の職員

(4) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針に定める事項等)

第4条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 経営計画に関する事項

(2) 組織編制に関する事項

(3) 予算執行に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定による承認を得た基本的な方針に従い、当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第5条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第6条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する職員の任用に関する事項（特定の個人に係るものを除く。）とする。

2 前条の規定は、法第47条の5第7項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

(学校の運営に関する評価)

第7条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行うものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない言動を行うこと。

(委員の解任)

第10条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- (1) 辞任の申出を行ったとき。
- (2) 前条(第1項後段を除く。)の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任しようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(会議の公開)

第13条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合その他協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言等)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。

(適正な運営の確保に必要な措置に係る通知)

第15条 教育委員会は、法第47条の5第9項の規定により、協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、理由を付してその旨を書面により対象学校に通知しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(岡山県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)
 - 2 ~~岡山県立学校の管理運営に関する規則(平成13年岡山県教育委員会規則第2号)~~の一部を次のように改正する。
第70条第1項に次のただし書を加える。
ただし、次条に規定する学校運営協議会を設置する学校については、この限りでない。
第70条の次に次の一条を加える。
第70条の2 学校に、学校運営協議会を置くように努めるものとする。
- 2 学校運営協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (令和2年教委規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。